

■ 参酌すべき基準のうち川越市独自基準部分

考え方：第7次地方分権一括法に関連する県からの権限移譲が目的であるため、指定通所支援における質の確保や施設類型による差異が生じないように、以下の事項について県と同様に国基準を上回る基準を設けます。

	国基準	県条例	川越市 条例案
事故防止・防犯対策	(指定障害児通所支援事業者等の一般原則) 第3条 (1～4 略) (5 規定なし)	(指定障害児通所支援事業者等の一般原則) 第4条 (1～4 略) 5 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の安全を確保するため、事故の防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努めなければならない。	(指定障害児通所支援事業者等の一般原則) 第3条 (1～4 略) 5 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の安全を確保するため、事故の防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努めなければならない。
指導訓練室の床面積 相談室・便所の設置 【児童発達支援】	(設備) 第9条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。 (3 略)	(設備) 第9条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)は、指導訓練室、 <u>相談室及び便所並びに</u> 指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に規定する指導訓練室は、 <u>障害児1人当たりの床面積を2.47平方メートル以上とし、</u> 訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。 (3 略)	(設備) 第10条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)は、指導訓練室、 <u>相談室及び便所並びに</u> 指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に規定する指導訓練室は、 <u>障害児1人当たりの床面積を2.47平方メートル以上とし、</u> 訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。 (3 略)
非常災害対策(備蓄) ※医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスは本規定を準用すると規定	(非常災害対策) 第40条 (1及び2 略) (3 規定なし)	(非常災害対策) 第40条 (1及び2 略) 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。	(非常災害対策) 第41条 (1及び2 略) 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。
指導訓練室の床面積 相談室・便所の設置 【放課後等デイサービス】	(設備) 第68条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。 (3 略)	(設備) 第74条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室、 <u>相談室及び便所並びに</u> 指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に規定する指導訓練室は、 <u>障害児1人当たりの床面積を2.47平方メートル以上とし、</u> 訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。 (3 略)	(設備) 第81条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室、 <u>相談室及び便所並びに</u> 指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に規定する指導訓練室は、 <u>障害児1人当たりの床面積を2.47平方メートル以上とし、</u> 訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。 (3 略)